

国土交通省提出資料

第18回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

令和7年9月18日

国土交通省物流・自動車局

2024年度の労働時間の実態等

○トラック事業者に対する監査で勤務時間等基準告示(新基準適用)の未遵守を指摘した事業者は358者
(監査実施件数713者)

○主な勤務時間等基準告示未遵守の内訳は以下のとおり(延べ件数:監査時)

主な未遵守事項	1箇月の拘束時間	<u>1日の拘束時間</u>	<u>休息期間</u>	<u>連続運転時間</u> (4時間超)	休日労働
指摘事業者数※	109	<u>279</u>	<u>259</u>	<u>238</u>	18
指摘事業者数に占める項目ごとの割合	30.4%	<u>77.9%</u>	<u>72.3%</u>	<u>66.4%</u>	5.0%

※各欄の指摘事業者数の合計は延べ件数のため、指摘した事業者数(358)とは一致しない

- 1日の拘束時間限度、休息期間に多くの未遵守が見受けられる。
- 連続運転時間についても、遵守できていないドライバーが一定数以上いることが見受けられる。



勤務時間等基準告示の周知徹底・1日の拘束時間(休息期間)等を遵守させる更なる工夫が必要

- **貨物運送事業者**に対して、**トラック運転者の時間外労働の上限960時間が遵守・未遵守等の状況について、ヒアリング**を行った。

調査手法や対象等

- 令和6年4月1日から時間外労働の上限を原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも時間外労働の上限を年960時間とする等の規制が適用された。
- 貨物運送事業者（4事業者）に対して、**トラック運転者の時間外労働の上限960時間が遵守・未遵守等の状況**について、サンプリング調査としてヒアリングを行った（ヒアリング対象事業者は以下の通り）

	事例	地 域	協定書限度時間	保有車両数等	運行形態	上限960時間の遵守状況
未遵守	1	東北地方	960時間	営業所数：1 (27両)	大型車による 長距離運行	・運転者：1,282時間
	2	関東地方	960時間	営業所数：4 (93両) 調査営業所 (41両)	大型車による 中・長距離運行	・運転者A：1,594時間 ・運転者B：1,260時間
遵守	3	中国地方	960時間	営業所：1 (28両)	大型車による 中・長距離運行	・運転者：524時間
	4	九州地方	960時間	営業所：1 (12両)	大型車による 長距離運行	・運転者：380時間

ヒアリング対象事業者：監査において勤務時間等基準告示の未遵守が確認された事業者

ヒアリング結果等

遵守できない原因

- 積込み時間が荷主都合で設定され、それに伴う荷待ちにより、大幅な残業時間が発生
- 着荷主の物流センターでのスペースが限られており、荷卸しに時間を要するため、労働時間が増大
- 荷主から十分な高速道路料金の支払いを受けられず、高速道路料金の深夜割引適用を受けるための運転時間が発生し、適切に休息期間が確保できない

遵守するための取組

- 長距離フェリーを使用して休息期間を確保するなど長距離運行において残業時間を増加させない取組みを実施
- 長距離輸送と地場輸送のシフトを適切に組み合わせることにより、ドライバー全体の長時間労働の偏在等を抑止

最近の法改正等の動きについて

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

(公布日：令和6年5月15日)

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
 - ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性。
 - ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- 軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

一部を除き令和7年4月1日施行

【流通業務総合効率化法】

- ①**荷主***¹（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*¹ 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 上記①②のうち一定規模以上のも（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告等**を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。⇒令和8年4月1日施行
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。⇒令和8年4月1日施行
- ※法律の名称を変更。
- ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付等**を義務付け*²。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***³を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*^{2,3} 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

改正物流効率化法の規制措置のポイント（1年目施行分）

令和7年4月1日施行

（公布日：令和6年5月15日）

トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けた基本方針のポイント

○**令和10年度まで**に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、**以下の目標の達成**を目指す。

- ① 全国のトラック輸送のうち **5割の運行で荷待ち・荷役等時間を1時間短縮**し、**ドライバー1人当たり年間125時間の短縮**
- ② 全国のトラック輸送のうち **5割の車両で積載効率50%**を目指し、**全体の車両で44%への増加**を実現

荷主・物流事業者の努力義務・判断基準等のポイント

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準**を策定。

① 積載効率の向上等

- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等

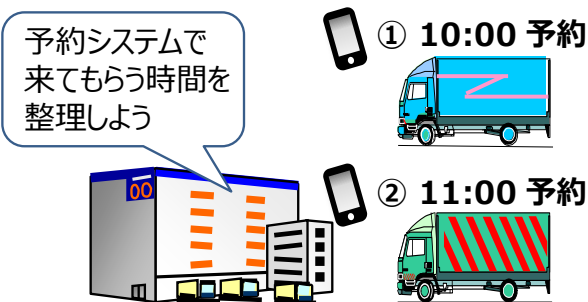


地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等

※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による 荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

○上記①～③の取組状況について、国が判断基準に基づき、**指導・助言、調査・公表**を実施。

改正物流効率化法の規制措置のポイント（2年目施行分）

令和8年4月1日施行

（公布日：令和6年5月15日）

特定事業者の指定基準等のポイント

- 全体への寄与度がより高い**大手の事業者が指定**されるよう、以下の**指定基準値を超える事業者を「特定事業者」として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

<特定事業者の指定基準値>

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
（上位3,200社程度）

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
（上位70社程度）

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
（上位790社程度）

<中長期計画・定期報告の記載内容>

中長期計画

- （1）実施する措置
- （2）実施する措置の具体的な内容・目標等
- （3）実施時期 等

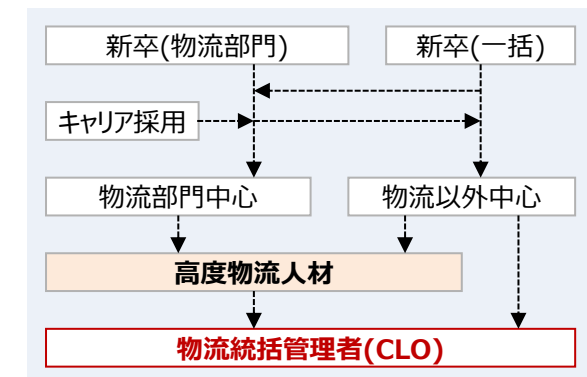
定期報告

- （1）事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
- （2）判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
- （3）荷待ち時間等の状況【荷主等】

- 特定事業者のうち**荷主・連鎖化事業者**には、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある**役員等の経営幹部**から、以下の業務を統括管理する**物流統括管理者（CLO※）の選任を義務付け**。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

※Chief Logistics officer



物流統括管理者のキャリアパス（イメージ）

改正貨物自動車運送事業法の規制措置について

令和7年4月1日施行

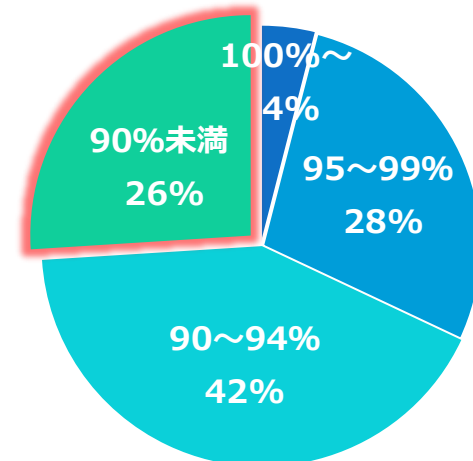
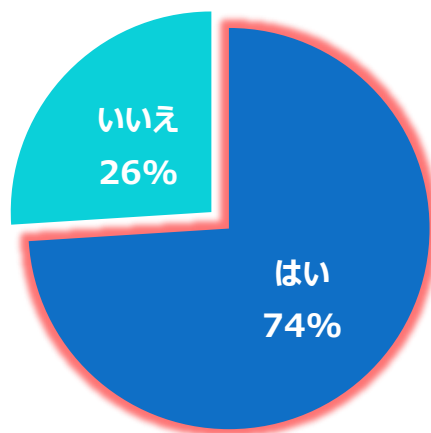
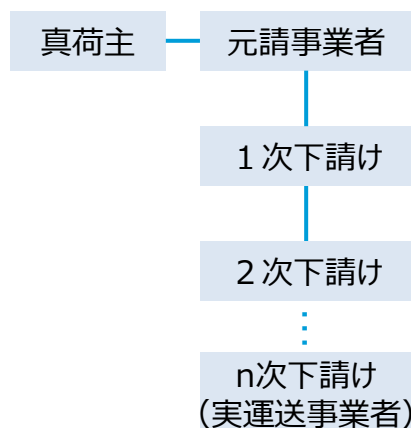
(公布日：令和6年5月15日)

トラック事業者の取引に対する規制措置

- **運送契約締結時**に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付**を**義務付け***。【法第12条、第24条第2項・第3項関係】
- 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務***を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程**の作成・**運送利用管理者**の選任を**義務付け**。【法第24条第1項、法第24条の2～第24条の4関係】
- **元請事業者**に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。また、**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を**義務付け**。【法第24条の5関係】

* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

-----【多重下請構造のイメージ】----- 【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】 ----- 【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、
請け負った金額の概ね何%か】



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。
(令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

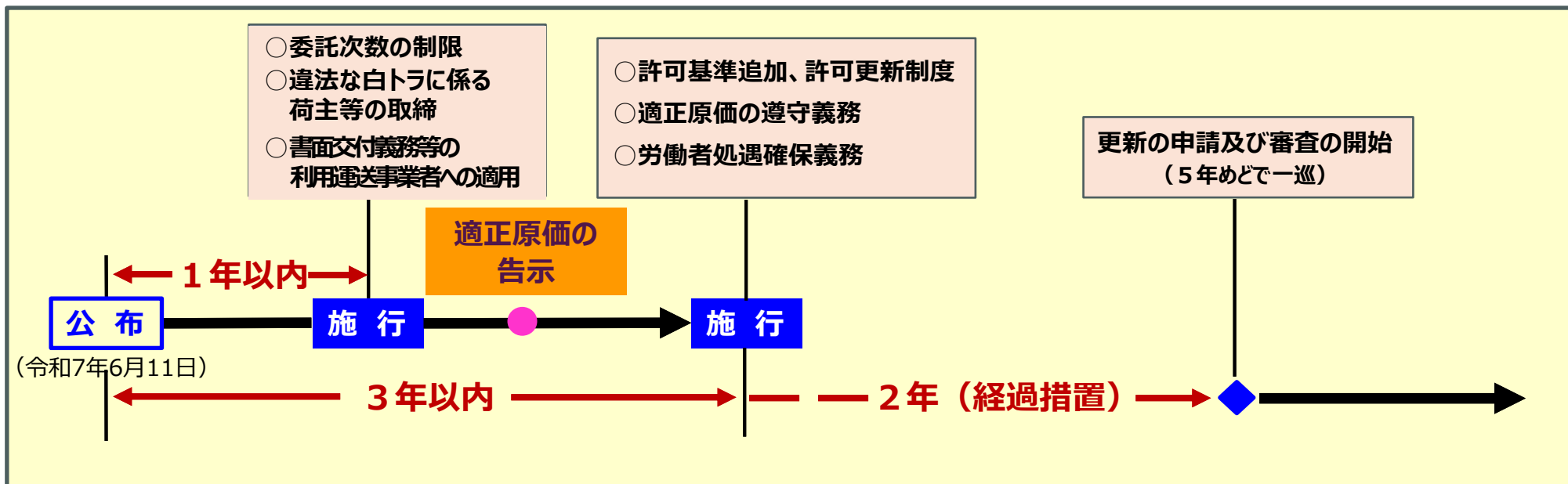
3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

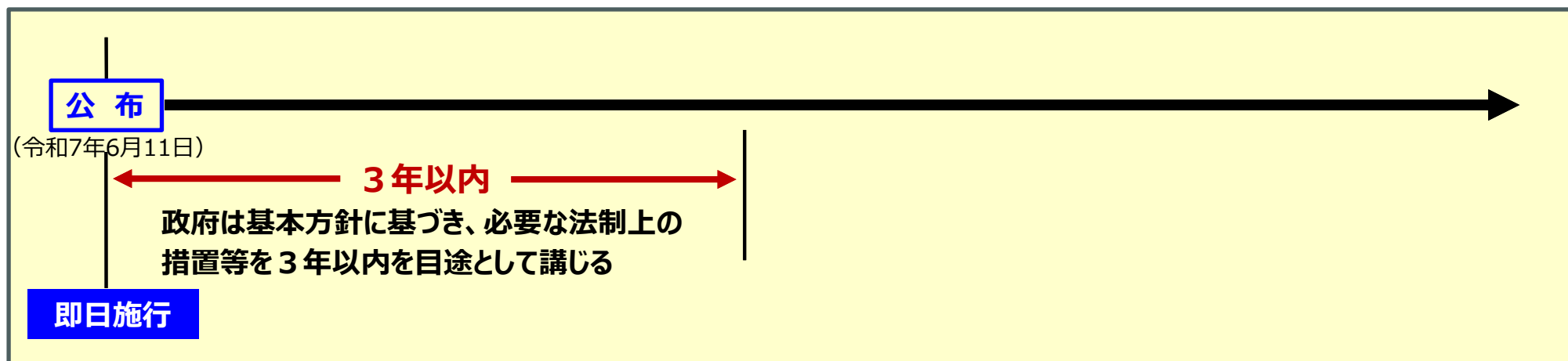
担保

トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



- ・ 物流の最前線で働いているトラックドライバーやトラック運送事業者との車座対話を実施。
- ・ 出席者からは、価格転嫁の難しさや人材獲得のための工夫、政府の取組への期待等への発言があった。
- ・ 石破総理から、下請法改正や物流法施行を契機とした一層の価格転嫁・取引適正化や賃上げの推進等について、関係閣僚に対して改めて指示。



- 中野国土交通大臣から全日本トラック協会に対して、価格転嫁や賃上げに関し、トラック運送業界として、以下の点に取り組むよう要請を実施。
 - ① 元請トラック事業者を中心に、下請法改正に関する十分な周知と、施行前からの早期の自主的な対応に着手すること。
 - ② 元請をはじめとする他の事業者に運送委託を行う全てのトラック事業者において、多重取引構造を当然とする商慣習の見直しと、実運送に係るコストを勘案した価格決定を行うこと。
 - ③ 全てのトラック事業者において、労務費転嫁指針の趣旨を踏まえ、少なくとも運賃収入の上昇分はトラックドライバーの給与の引き上げに、確実に反映させること。
- 全日本トラック協会からは、価格交渉やドライバーの賃上げ等に、大手・中小問わず業界全体として積極的に取り組み、魅力あるトラック運送業界にしていきたい旨を表明。

■日時

令和7年4月8日(火) 17:30-18:00

■場所

国土交通大臣室

■出席者

国土交通省側

中野 洋昌	国土交通大臣
鶴田 浩久	物流・自動車局長
木村 大	大臣官房審議官（自動車）

トラック運送業界側

公益社団法人	全日本トラック協会
会長	坂本 克己（大阪運輸倉庫（株）会長）
副会長	杉山 千尋（日本通運（株）代表取締役副社長）
副会長	馬渡 雅敏（松浦通運（株）代表取締役社長）



国土交通大臣からの要請

要請書手交の様子



国土交通大臣と荷主・物流業界等との意見交換会 (2025.5.15)

- 荷主・物流業界等と関係大臣等との間で意見交換会を実施。
- 中野国土交通大臣から、荷主団体・物流業界等に対し、
 - ✓ **価格転嫁・賃上げについて直接要請**
 - ✓ **次期「総合物流施策大綱」について、業界や事業者の意見も踏まえ、有識者検討会で議論を重ねていく旨を表明**

■意見交換の出席者

長澤仁志	日本経済団体連合会副会長・ロジスティクス委員長
折原敬一	全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長
真貝康一	日本物流団体連合会会長
栗林宏吉	同副会長（日本内航海運組合総連合会会長）
片野坂真哉	同副会長（ANAホールディングス株式会社取締役会長）
長尾裕	同副会長（ヤマトホールディングス株式会社代表取締役社長）
藤倉正夫	同副会長（日本倉庫協会会長）
明珍幸一	同副会長（日本船主協会会長）
河田守弘	同副会長（日本物流団体連合会理事長）
坂本克己	全日本トラック協会会長

中野洋昌	国土交通大臣
古賀友一郎	経済産業副大臣
庄子賢一	農林水産大臣政務官

（その他、国土交通省、経済産業省、農林水産省関係局長等）



トラック・物流Gメンの最近の動き

■働きかけ等の累計実施件数（R1.7～R7.8）

- 勧告 : 4件（荷主2、元請1、その他1）
 - 要請 : 188件（荷主100、元請82、その他6）
 - 働きかけ : 1,757件（荷主1,228、元請466、その他63）
- ⇒ **計1,949件**の法的措置を実施

■ドライバーへの情報収集、荷主訪問の実施



■Gメンアシスタント事務局の設置（2025.9）

- ✓ 「トラック・物流Gメン」の活動をより効果的に実施するため、Gメンアシスタント事務局を設置。
- ✓ Gメン活動で得た情報から、違反が発生する可能性が高い傾向等を把握し、効果的な是正指導に繋げるための調査・分析を行う。
- ✓ セミナー開催、メディア配信、改善事例集の配布を通して、荷主等の行動変容を図る。

■集中監視月間の実施（2025.10～11）

■公正取引委員会や中小企業庁との連携強化

- ✓ 本年5月に公布された取適法を契機として、荷主・元請事業者等に対する一層の価格転嫁・取引適正化の推進のため、取適法等の施行を見据えた公正取引委員会や中小企業庁との連携を強化。

■違法な白トラ対策

- ✓ 本年6月に成立したトラック適正化2法において、荷主等の違法な「白トラ」の利用に対する是正指導が新設されたことから、法施行後にプッシュ型の情報収集を開始し、加えて荷主等への周知を強化。

- 本年 3 月の関係閣僚会議における総理指示を踏まえ、**次期「総合物流施策大綱」の策定**に向けた検討を開始するため、**国土交通省・経済産業省・農林水産省の 3 省合同の有識者検討会**を設置。

■ 検討に当たって考えられる主な視点

【2030年度に想定される輸送力不足への対応】

- ・現行の政府計画の達成状況、施策効果等を踏まえた 物流革新の新機軸の検討
- ・足元の経済動向や物流需要の変化等を反映した 輸送力見通しの再検証

【国際競争力の強化】

- ・アジア諸国等の成長市場の物流需要を取り込むための サプライチェーンの基盤強化

【災害等の有事への備え】

- ・緊急時の物資輸送ニーズに即応するための 強靱な物流の構築・確保

■ 検討スケジュール

- ・本年 5/8 に 1 回目、6/1 に 2 回目、7/10 に 3 回目、7/28 に 4 回目、8/21 に 5 回目を開催
- ・月 1 回程度のペースで有識者検討会を開催し、年内を目途に有識者検討会の提言を取りまとめる予定
- ・その後、有識者検討会の提言を基に、政府として、次期「総合物流施策大綱」を閣議決定予定

■ 有識者検討会の構成員（◎：座長、○：座長代理）

大串 葉子	同志社大学大学院 教授
奥田 敏晴	城陽市長
奥山 理志	いすゞ自動車株式会社 経營業務部門SVP（Senior Vice-President）SVP 渉外担当役員
小野塚 征志	株式会社 ローランド・ベルガー パートナー
河田 守弘	一般社団法人 日本物流団体連合会理事長
神林 幸宏	全国農業協同組合連合会 常務理事
木藤 祐一郎	日本航空株式会社 執行役員貨物郵便本部長
栗林 宏吉	栗林商船株式会社 代表取締役社長
慶島 譲治	全日本交通運輸産業労働組合協議会 事務局長
河野 康子	一般社団法人 日本消費者協会 理事
小菅 泰治	ヤマト運輸株式会社 取締役会長
澤江 潔	一般社団法人経済団体連合会 ロジスティクス委員会企画部会長
首藤 若菜	立教大学経済学部 教授
白石 豊	三菱食品株式会社 執行役員ロジスティクス本部長
杉山 千尋	日本通運株式会社 代表取締役副社長
鈴木 又右衛門	太成倉庫株式会社 代表取締役社長
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
月野 美帆子	読売新聞東京本社編集局 デザイン部長
西成 活裕	東京大学大学院工学系研究科 教授
◎根本 敏則	敬愛大学 特任教授
服部 充宏	アスクル株式会社 取締役兼ロジスティクス本部配送ネットワーク統括部長
二村 真理子	東京女子大学現代教養学部 教授
○兵藤 哲朗	東京海洋大学流通情報工学科 教授
北條 英	公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 理事・JILS総合研究所 所長
堀 陽介	株式会社 R&Cながの青果 代表取締役社長
馬渡 雅敏	松浦通運株式会社 代表取締役社長
味水 佑毅	流通経済大学流通情報学部 教授
三宅 美樹	有限責任あずさ監査法人 テクニカル・ディレクター
森 信介	花王株式会社 執行役員SCM部門ロジスティクスセンター長
山本 浩喜	イオングローバルSCM株式会社 代表取締役社長
若林 亜理砂	駒澤大学法科大学院 教授

※物流関係の関係省庁・部局もオブザーバーとして参加。

次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた物流革新の集中改革の推進

- 2030年度までの「集中改革期間」における物流革新の実現に向けて、次期「物流大綱」の策定を見据え、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容等を柱とする抜本的・総合的な施策を強力に推進する。

① 物流の効率化

【44.3億円】

【陸・海・空の輸送モードを総動員した新モーダルシフト等の推進】



鉄道・内航海運へのモーダルシフトの強化

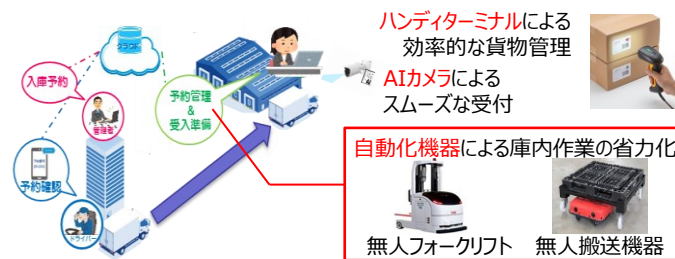


ダブル連結トラックを活用した共同輸配送や中継輸送



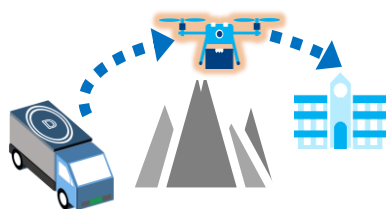
航空機の空きスペース等の有効活用

【多様な担い手の確保・育成や労働生産性向上等の推進】



「標準仕様パレット」の利用による荷役時間の短縮

【ドローンの活用等を通じたラストマイル配送の効率化】



ドローンを活用したラストマイル配送



物流を支える地域の受取拠点の整備

【自動運転トラックの社会実装の推進】



【物流拠点の機能強化等】

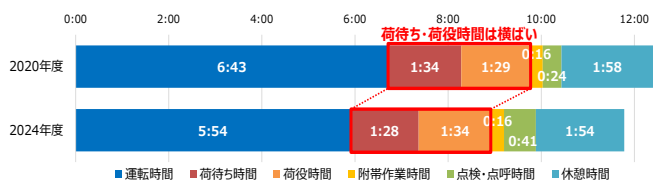


非常用電源設備

② 商慣行の見直し

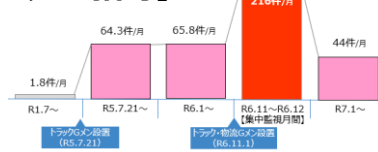
【3.3億円】

【荷主・物流事業者に対する規制の徹底】



トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳

【トラック・物流Gメンによる是正指導】



月当たりの「働きかけ」等の平均実施件数

④ 次期「物流大綱」の策定を見据えた調査

【1億円】

- 次期「物流大綱」に関する新機軸の検討や輸送力見通しの検証等

③ 荷主・消費者の行動変容等

【3.0億円】

計画情報の連携による物量の平準化



オートロック式マンションにおける置き配

